

自民党との朝食懇談会を開催

本連盟では11月5日、自由民主党本部において懇談会を開催した。昨年は衆議院総選挙が行われた



あいさつする平井会長

あめ、2年ぶりの開催となった。開会あいさつの後、平井貴昭会長から次のとおりあいさつがあった。
高市内閣発足に際し、公明党との連立が解消されたので、これを機会に消費税の軽減税率の廃止を、検討いただきたい。英国で公表されたマリーズ・レヒュー(※)でも付加価値税(VAT)(日本でいう消費税)は課税ベース、単一税率を基本とすべきと提言している。また税理士会でスウェーデンに視察をしたときにも、軽減税率を導入すべきではないと強く進言されたことを記憶している。これらのことから是非、消費税の軽減税率を廃止して単一税率とするよう、検討いただきたい。

次に自由民主党東京都支部連合会を代表して、井上信治会長(衆議院議員)から、次のとおりあいさつがあった。
高市政権発足に当たり70%以上の高い支持率を得ているが、少数与党であることが予算委員会であり、事業報告及び決算報告が決算委員会にあたると思われる。一般企業や東京税理士会のような法人の定時総会では、事業報告及び決算報告において、前期において承認された予算及び事業計画の執行状況の審議が主になる。予算委員会は今後の施策の



あいさつする井上信治都連会長

とは事実であるので、緊張感を持って政策実現に当たってまいりたい。平井会長ご指摘の消費税の軽減税率の他、ガソリン税や所得税の基礎控除など、税に関する課題が非常に多い状況であり、税理士の方々のプロ

フェッションナルとしての意見を頂戴できるのは有り難いことである。
当日、都連側は井上信治会長はじめ16名の本人出席と5人の代理出席があった。
本年から議員一人一人のあいさつ時間を短縮し懇談時間を延長したので、例年に比べ、よりの有意義な意見交換を行うことができた。
なお、出席議員は次のとおり(順不同、敬称略)。
【衆議院】
辻清人(3区)、石原宏高(3区)、平将明(4区)、高木啓(10区)、土田慎(13区)、松島みどり(14区)、大空幸星(15区)比、大西洋

【参議院】
朝日健太郎(東京)、生稲晃子(東京)、鈴木大地(東京)、自見はなこ(比例代表、代理秘書)今井絵理子(比例代表、代理秘書)マリーズ・レヒュー(※)ノーベル経済学賞受賞者であるジェームス・マリーズ教授が委員長を務めた委員会によって作成され、2010年に最終報告書が公表された英国の包括的な税制改革案を提示した報告書である。その中で、生活必需品等への軽減税率は制度を複雑化させるため避け、単一税率を基本とすべきであると提言している。

論説

東京税政連第241号の論説で「予算の本体」について論じられていた。昨年12月には臨時国会が開かれ、高市政権初

める質疑が行われる場でもある。もちろん国の運営に伴うお金の使い道を論じ、国家の財政政策を議論する重要な委員会である。通常国会で成立した「特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」に基づき、特別会計を含めた国家予算(今回補正予算だが)の審議

予算だけではなく決算も

が待たれるところである。一方この常任委員会の中には参議院だけではなく「決算委員会」も設置されている。しかし、国会での花形は予算委員会であり、しかも衆議院には決算委員会が存在しない。決算行政監視委員会がその役割を担っている。

もう少し「決算」に目を向けることはできないだろうか。我々税理士は確定決算主義により法人税の申告を行っており、決算の重要性を毎月の税務申告でひしひしと感じている。しかし国家財政においては予算至上主義になっており、国民(納税者)はその執行状況(予算の執行割合)も十分に把握できていない。最近では税収の上振ればかりが報告されるが、臨時国会で審議される補正予算案の財源に3月に国会を通過した予算案の未執行分を補正予算に回しているのではないかと懸念される。



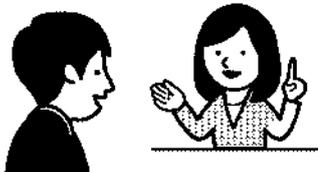
懇談会の様子

【参議院】
朝日健太郎(東京)、生稲晃子(東京)、鈴木大地(東京)、自見はなこ(比例代表、代理秘書)今井絵理子(比例代表、代理秘書)マリーズ・レヒュー(※)ノーベル経済学賞受賞者であるジェームス・マリーズ教授が委員長を務めた委員会によって作成され、2010年に最終報告書が公表された英国の包括的な税制改革案を提示した報告書である。その中で、生活必需品等への軽減税率は制度を複雑化させるため避け、単一税率を基本とすべきであると提言している。

季節

令和七年、日本に憲政史上初の女性宰相が誕生した。男性支配の厚い岩盤を打ち破った高市早苗首相への国民の期待感が高まっている。中国の反発により東アジアの緊張感が高まっている。ロシアによるウクライナ侵攻も終息がまだ見えない。世界の安全保障は深い霧の中にある。この混沌の時代の中で、長く続いている閉塞状態を打ち破る力があるところだろうか。それがあつたらうら。SNSの発達だろう。世界中の莫大な量の情報が即座に手に入る時代がやってきた。大マスコミによりセレクトされ垂れ流される情報ではなく、嘘か真か真

税理士事務所と関与先を守る安心の補償 税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ



お問合せ先 (株)日税連保険サービス

事故原因の多くは【うっかり】と【思い込み】

1年間でお支払いした保険金
633件 23億7,167万4千円

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

*2023年7月1日~2024年6月30日

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907 https://www.zeirishi-hoken.co.jp



給付付き税額控除の早期実現と財源

格差貧困社会との消耗戦から脱するための問題提起

I 給付付き税額控除とは何か?

1 給付付き税額控除には、以下の4つの類型がある(森信茂樹「税理」2012年9月号・36頁以下)。

(1) 勤労税額控除 ①勤労所得に一定割合の税額控除が行われ、②納税額が少なく税額控除できない低所得者は現金給付が行われ、③この税額控除は、一定所得水準に達すると頭打ちになり、そこから一定の比率で減少し最終的には消滅する。

(2) 児童税額控除 子供の数等に応じて(税額)控除・給付額を変え、子育て家庭への経済的支援を行う制度である(アメリカ・イギリスでは、勤労税額控除と児童税額控除を併存)。

(3) 社会保険料負担軽減税額控除 税と社会保険料とを合わせた負担を相殺(現金給付はしない)して給付付き税額控除を設計する(オランダ、韓国)。

(4) 消費税の負担軽減のための給付付き税額控除 カナダは、おおよそ3万カナドル以下の低所得者に対し、必要最小限の消費支出に係る消費税相当額を家計調査から計算し、その「消費税相当額を所得税の中で税額控除・給付」する制度を採用する(勤労税額控除の要素・児童税額控除も併存)。

II 「単なる給付」といって消費の負担軽減のための制度は、所得税の税額控除とはリンクさせず、より簡素に「給付」のみで対応する方法を検討し直す(後述)。

III 問題の根源：圧倒的な格差社会と貧困問題 グローバル社会における製造拠点を海外流出と世界で最も賃金水準の低い地域との自由競争により、「製造業において、低賃金の非正規労働者が増加するのは理解できない」。

IV 給付付き税額控除の早期実施の緊急性と財源 1 マイナンバー・金融資産の把握手段の充実等(近藤克彦「文庫」・89頁参照)により、保護に値する「低所得者」を画定して執行する環境は整った。

2 だが、給付付き税額控除の実施当初から厳密な資産調査を必須とすれば、そのシステム構築に相応の期間を要する。近時の物価高・実質賃金低下により、従来からの格差貧困が更に深刻になっており、給付付き税額控除を可及的に早期に実現する必要性がある。

VI 勤労税額控除・児童税額控除の財源 我が国が「低賃金の非正規雇用だらけの社会」となった原因は、経済的グローバル化による不利な影響を受けていない法人までもが、営む事業の利益拡大のために、非正規雇用の低賃金労働者を用いるためである。

【図解】 経済的グローバル化・製造拠点の海外流出 雇用全体の4割・賃金約半額の圧倒的な格差貧困社会 ↑ (先進諸国の標準装備の対応手段) 給付付き税額控除の4つの類型 ↓ (その財源は?) 資産調査の問題・所得税か消費税か法人税か? ↓ (それのみでは財政危機の消耗戦が続くことに…) ①製造業の国内回帰と競争力強化に効果がある政策・税制 ②圧倒的な格差貧困を抜本的に是正し得る政策・税制 ↓ (上記①②は痛みを伴うが一貫団結して実現した際には…) 希望に満ちた豊かな経済・労働環境と財政危機からの脱却へ (但し、残された時間は僅か=喫緊の課題)

「ところが、わが国は、何故か、「製造業や農林水産業以外の多くの業種」を含め「非正規雇用」「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託等」が増大し、雇用全体の4割近くという膨大な数の非正規雇用、非正規労働者の賃金が正規労働者のおおよそ半額、という圧倒的な格差

にすれば、実質的には低所得者から消費税を徴収しないことに近い。消費税に対する低所得の方々の納得も得やざるを得ない。

VII 社会保険料負担軽減税額控除 紙面の関係上言及を控え

VIII 財源に関する根源的問題の解決のために Ⅰ 圧倒的な格差貧困社会と Ⅱ 格差貧困の苦難・財政出動の消耗戦が際限なく続く。圧倒的な格差貧困社会の原因は、①製造業につき賃金水準の低い地域との激しい競争(農林水産業も類例の状況)、②様々な企業が非正規雇用の低賃金労働者を用いることになったことにある。

「当面の問題」シリーズ 155

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

- 6品目以上導入 ▶ 6%OFF
- 8品目以上導入 ▶ 8%OFF
- 10品目以上導入 ▶ 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、「使いやすい」に高い評価をいただいています。

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

自民・維新 税制改正大綱を公表

昨年12月19日、令和8年度与税制改正大綱が公表された。喫緊の課題であ...

①給付所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。

②令和9年度分及び令和10年度分の個人住民税に係る給付所得控除の最低保障額を講ずる。

③給付所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。

④令和7年分以後の各年分の基礎控除の特例除の本則及び給付所得控除の最低保証額がそれぞれ4万円引き上げられた。

⑤ひとり親控除について、給付所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合は、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。

⑥特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑦一定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑧特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑨給付所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。

⑩ひとり親控除について、給付所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合は、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。

⑪特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑫一定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑬一定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑭一定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑮一定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑯一定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑰一定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑱一定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者の除額に加算額に上掲に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

①法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止する。

②常時使用する従業員の数が2000人以下である法人向けの措置は、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。

③原則の税額控除率（10%）が適用できる場合を、継続雇用者給付等支給額の継続雇用者比較割合が4%以上（現行：3%以上）である場合とする。

④継続雇用者給付等支給額の継続雇用者比較割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が15%以上である場合は、15%）を加算する措置とする。

⑤教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。

⑥中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。

⑦消費課税 1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

⑧個人事業者である適格請求書発行者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用

を受けるられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とする。このうち、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とする。このうち、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とする。

⑨所得税の納税義務者は、基礎所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。

⑩防衛特別所得税の課税期間を令和9年以後の当分の間とし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

⑪復興特別所得税の改正 ①復興特別所得税の税率を1・1%（現行：2・1%）に引き下げる。

⑫復興特別所得税の課税期間を令和29年まで（現行：令和19年まで）の間とす。

⑬所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。

⑭防衛特別所得税額は、その年分の基礎所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。

⑮防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

⑯適格請求書発行者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

⑰適格請求書発行者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

⑱適格請求書発行者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

⑳適格請求書発行者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

①所得税の納税義務者は、基礎所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。

②所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。

③防衛特別所得税額は、その年分の基礎所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。

④防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

⑤復興特別所得税の改正 ①復興特別所得税の税率を1・1%（現行：2・1%）に引き下げる。

⑥復興特別所得税の課税期間を令和29年まで（現行：令和19年まで）の間とす。

⑦所得税の納税義務者は、基礎所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。

⑧所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。

⑨防衛特別所得税額は、その年分の基礎所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。

⑩防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

本年も宜しくお願いいたします

麴町税理士政治連盟	三宅 芳正
神田税理士政治連盟	吉野 隆雄
日本橋税理士政治連盟	小山 栄一
京橋税理士政治連盟	井上 幸男
芝罘税理士政治連盟	田村 富雄
四谷税理士政治連盟	瀬上 英明
麻布税理士政治連盟	久保 良一
小石川税理士政治連盟	星野 典子
本郷税理士政治連盟	白川 庸一
上野税理士政治連盟	藤岡 敏彦
浅草税理士政治連盟	新井 了一
品川税理士政治連盟	川口 安司
在原税理士政治連盟	谷口 康祐
大森税理士政治連盟	庄子 賢也
雪谷税理士政治連盟	銭坪 淳郎
蒲田税理士政治連盟	秋永 秀明
世田谷税理士政治連盟	廣井 誠
北沢税理士政治連盟	坂口 洋二
目黒税理士政治連盟	荒野 俊一
渋谷税理士政治連盟	稲又 能久
新宿税理士政治連盟	飯塚 龍陽
中野税理士政治連盟	三浦 忠幸
杉並税理士政治連盟	成田 貴士
荻窪税理士政治連盟	鈴木 明子
板橋税理士政治連盟	青木 公晴
練馬東税理士政治連盟	岩本 明仁
練馬西税理士政治連盟	大賀 功貴
豊島東税理士政治連盟	若宮 俊樹
豊島西税理士政治連盟	河村 昌彦
足立税理士政治連盟	浅香 敏明
西新井税理士政治連盟	古庄 一夫
本所税理士政治連盟	越澤 博昭
向島税理士政治連盟	藤岡 靖久
葛飾東税理士政治連盟	桑原 洋介
葛飾西税理士政治連盟	町田 和久
江戸川北税理士政治連盟	矢ノ目 忠
江戸川南税理士政治連盟	横山 健幸
江東東税理士政治連盟	村山 隆敏
江東西税理士政治連盟	石井 健志
青梅東税理士政治連盟	富樫 清一
青梅西税理士政治連盟	真島 善秀
八王子東税理士政治連盟	乃一 祐太
八王子西税理士政治連盟	吉田 隆剛
町田東税理士政治連盟	高橋 直之
町田西税理士政治連盟	
立川東税理士政治連盟	
立川西税理士政治連盟	
東村山税理士政治連盟	
武蔵野東税理士政治連盟	
武蔵野西税理士政治連盟	
武蔵府中東税理士政治連盟	
武蔵府中西税理士政治連盟	

熱心に聴き入る出席者



税制改正要望フォーラムを開催

本連盟は税制改正要望フォーラム2025を11月20日、参議院議員会館において開催した(東京会と共催)。

第一部は、稲田朋美衆議院議員(元防衛大臣等、自民党税調副会長)の基調講演を行った。

第二部は、40歳代の若手議員3名(浅野哲衆議院議員/国民民主、萩原佳衆議院議員/日本維新の会、塩入清香参議院議員/参政党)及び東京会、大畑調査研究部長、本連盟・矢ノ目副会長がパネリスト、本連盟・湊政策委員長がコーディネーターとしてパネルディスカッションを行った。

各々の意見を述べてもらう場面では、それぞれの議員から異なる意見の応酬などがあがり、興味深い内容となった。なお、当日は14名の会員の出席があった。



稲田朋美衆議院議員(基調講演講師)



浅野哲衆議院議員(パネリスト)



萩原佳衆議院議員(パネリスト)



塩入清香参議院議員(パネリスト)



聴取会の様子

国家予算・税制改正等要望聴取会に出席
自民党本部で
標記要望聴取会が10月29日、自民党本部において開催されたので、本連盟役員が出席し、本連盟の令和8年度税制改正要望について説明した。当日は、自民党側から「税理士」としての見解を求められるなど、税理士の団体として意見を述べることができた。

ブロック会議を開催(12/5・16)

本連盟では12月5日、16日を基に3つに分け、会長及び幹事長に出席を要請する。18日の3日間、全連連ビルにおいて令和7年度ブロック別単位税政連・後援会会議を開催した。ブロック会議は例年12月に、各単位の報告・説明を行うことによる。会議では、本連盟からの報告・説明を行うことによる。会議では、本連盟からの報告・説明を行うことによる。会議では、本連盟からの報告・説明を行うことによる。

会員増強の表彰を受けた単位税政連



表彰を受ける神田税政連・吉野会長



表彰を受ける荏原税政連・谷口会長



表彰を受ける麻布税政連・久保会長



表彰を受ける江東西税政連・矢ノ目会長



表彰を受ける雪谷税政連・庄子会長



表彰を受ける武蔵野税政連・亀山会長

おける本連盟の活動について報告があった。湊政策委員長からは本連盟の令和8年度税制改正要望に対する国会議員の反応等を陳情、フォーラムなどの場面に応じて報告があった。さらに菅原幹事長から、今年度の税政連組織強化策の実施状況等が報告された。各単位税政連からは、それぞれの組織強化の実態や「税理士政治連盟」の名称、税理士法人からの要望の実現可能性などが報告・質問された。

ブロック会議の様子

「あすの税政連」を支援する
「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

1口 5,000円

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の規定により、個人の方を対象としております。法人にお勤めの方も、個人名をご記入ください。また、日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※郵便振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。振込手数料はかかりません。

いつの時代も変わらない
助け合いの輪を

税理士の、税理士による、税理士のための相互扶助団体、それが「日本税理士共済会」です。ご紹介する各種制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 須藤 寿



1月下旬に届く共済会からのお知らせを是非ご覧ください。

おしどり保障 個人年金



日本税理士共済会
TEL 03-5740-0321

TEL 03-5740-0321

http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

一斉陳情を実施

令和8年度・日税政の税制改正要望について10月23日、全国の税政連が一斉に国会議員に陳情を行った。本連盟は国会議員62名(秘書対応、ポスティング含む)に陳情した。

陳情を行った改正要望項目は、①消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、②消費税インボイスにかかる8割控除特例の適用期限の延長、③特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しなどである。



塩入清香議員



秋生田光一議員



石井苗子議員



海江田万里議員



木原誠二議員

税制改正で勉強会 省庁担当者と質疑応答



あいちの片山つみき財務大臣

本連盟は10月27日、衆議院第一議員会館において令和8年度税制改正の動向に関する勉強会を開催し、200名の出席があった。

この勉強会は、本連盟の令和8年度税制改正要望に対する各省庁・税制改正担当官からの説明及び質疑応答を通じて、令和8年度税制改正の動向について理解を増進する目的で開催するものであり、片山つみき参議院議員に手配を依頼している。会員各位も、承知のとおり、同議員は今般の高市内閣発足に伴い、財務大臣兼金融担当大臣兼租税特別措置・補助金見直し担当大臣に就任したが、大変多忙な中あいさつに訪れた。



熱心に聴く出席者

東京税理士会・東京税理士政治連盟共催 合同セミナーのご案内

日 時 令和8年2月4日(水) 午後2時～5時
 会 場 東京税理士会館2階会議室及び地階会議室
 参加費 無 料
 構成 (第1部) 基調講演 <テーマ調整中>
 講 師 松島 みどり 氏
 (衆議院議員 自由民主党)
 (税制調査会副会長)

(第2部) パネルディスカッション
 テ ー マ 「令和8年度税制改正大綱を読む」
 パネリスト 西村 康稔 氏
 (衆議院議員 自由民主党)

古川 元久 氏
 (衆議院議員 国民民主党)

大畑 智宏 氏
 (東京税理士会調査研究部長)

吉川 裕一 氏
 (東京税理士政治連盟副会長)

コーディネーター
 湊 昭子 氏
 (東京税理士政治連盟政策委員長)

定 員 250名
 申込方法 「東京税理士界」1月1日号案内板掲載の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、1月27日(火)までにお申し込みください(FAX 03-3356-4459)。
 ※研修カードをご持参ください。
 ※国会等の事情により講師及びパネリストが変更になることがあります。
 【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 TEL03(3356)4479

財務省・主税局からは審議官が出席し、合計40分以上質疑応答を行うなど、充実した勉強会になった。



懇談後に竹谷議員と集合写真

公明党との懇談会を開催

本連盟は、公明党東京都本部との懇談会を11月26日、参議院議員会館において開催した。

竹谷とし子参議院議員(公明党代表代行、東京都本部顧問)、大森江里子衆議院議員(東京都本部副代表)、川村雄大参議院議員(東京都本部副代表)の各国会議員が出席し、令和8年度税制改正要望について懇談を行った。税理士でもある大森議員からは本連盟要望に対する詳細な質疑があり、充実した意見交換となった。

なお、この懇談会の後、12月2日、同党赤羽税調会長は消費税インボイスの8割控除特例の期限延長などを自民党・小野寺税調会長に申し入れたとの新聞報道があった。

日税グループ

- 株式会社 日税ホールディングス
- 株式会社 日税ビジネスサービス
- 株式会社 日税不動産情報センター
- 株式会社 共栄会保険代行
- 株式会社 日税サービス
- 株式会社 日税経営情報センター
- 株式会社 Doitプランニング
- 株式会社 日税信託

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

ホームページはこちら

私のスナック

角陸 伸彦 (新宿)



1970年 大阪万博「太陽の塔」



2025年 大阪・関西万博「ミャクミャク」

大阪・関西万博を訪れてからは、大阪で「大阪・関西万博」が開催されました。1970年にアジア初の国際博覧会である大阪万博が開催されて以来の55年ぶりの大阪での開催でした。

1970年の万博は「人類の進歩と調和」として、目玉は月の石や岡本太郎作の太陽の塔。大阪で生まれ育った歳の私は、太陽の塔の内部が透けても怖かった事を鮮明に覚えています。

そして、55年ぶりの大阪での万博。今度は私が11歳の息子を連れて、まづは1970年の大阪万博公園から。太陽の塔に入り、当時の布きば生命の力の圧倒的なオーラによる畏怖だったことがわかりました。

次に2025年の大阪・関西万博。「いのち輝く未来社会のデザイン」で、目玉は火星の隕石やミャクミャクなど。太陽の塔をモデルにしたミャクミャクも、目の数が異様に多かったりします。が、会場でミャクミャクに触れると大好きになります。

次に大阪で万博があるとしても何十年も先となるでしょう。その時には、息子が自身の子供を連れて、家族で行った思い出話などをしながら、いのち輝く未来を切り拓いてくれたらと願っています。

2026年、AIは新かしAIが自律的に動く。たなフェーズへと突入すからこそ、暴走を防ぐが、これからの生成す、バリエーションやデータの信頼するAIから、自ら考性、人間の確認プロセス、動くAIへ、AIが重要になる。AIと自へのアドバンスなどは、ジェントAIの時代が本格的に始まると思われる。エージェントAIは、単なる文章や画像を動化する進化により、単純生成するだけでなく、目作業はほとんどAIに任せ、理解し、計画を立て、せられるようになった。AIが実行し、調整するということ、AIができることが増え、一連のプロセスを自律的にこなすAIの。しなごこの価値が高まるといえる。(K・T)

税理士後援会の活動

写真提供 開催

7・11・17 海江田 万里を囲む税理士会 国会見学会・研修会
 7・11・26 税理士 会 設立総会
 7・12・3 石原伸 晃の税理士後援会 散総会・懇親会
 7・12・4 税理士 による辻清人後援会 国政報告会・忘年会

ほのぼの喫茶室 [2026は午年に賭ける?]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ

あけましておめでとうございませう

今年(ウマ)年です

午年は駆け抜けるウマのように勢いのある年になりそうね

物産高の世の中をウマのように駆け抜けたらいい

えっ、どういこと?

まっぴーウマのように駆けるのではなく、今年(ウマ)に賭けるのよ

中山競馬場 金杯

新年早々 ダメでしょ

馬券全部ハズレた! がつかり!

東税政ホームページにアクセスしてください!

ホームページには本連盟の情報が満載です。是非アクセスしてください。

東京税政連 検索

昨年(2025)のスポーツ、とりわけプロ野球界では将来のスター選手となるべくドラフト会議で各チームが戦力の補充を進め、日本シリーズではソフトバンクが5年ぶり12度目の日本一となり、海の向こうでは今年で引退を表明している223勝のカーショウ投手をはじめ二刀流に復調した大谷、ワールドシリーズ MVPとなった山本、後半大活躍の佐々木ら各投手を擁するドジャースがチーム初の2連覇を達成した。他球団でも日本人選手が中核となり今年(2025)のWBCでも好成績が期待でき、楽しみである。(渋谷・浅生)

編集点描 門前仲町から歩く

かの2択だが、京葉線は東京駅での乗り換えが非常に遠いことでは有名な。前記の通り、門前仲町から歩くのも結構かかる。調べてみると歩く距離にはほとんど差がないようである。今後より良いルートを探したい。(中野・山口)

入力業務の省力化と所内管理の一元化でこれからの備える。

JDL 大規模税理士法人運営システム

業務効率化やシステム構築例を掲載した冊子を無料で差し上げます。

スマートフォンからも簡単にお申し込みいただけます!

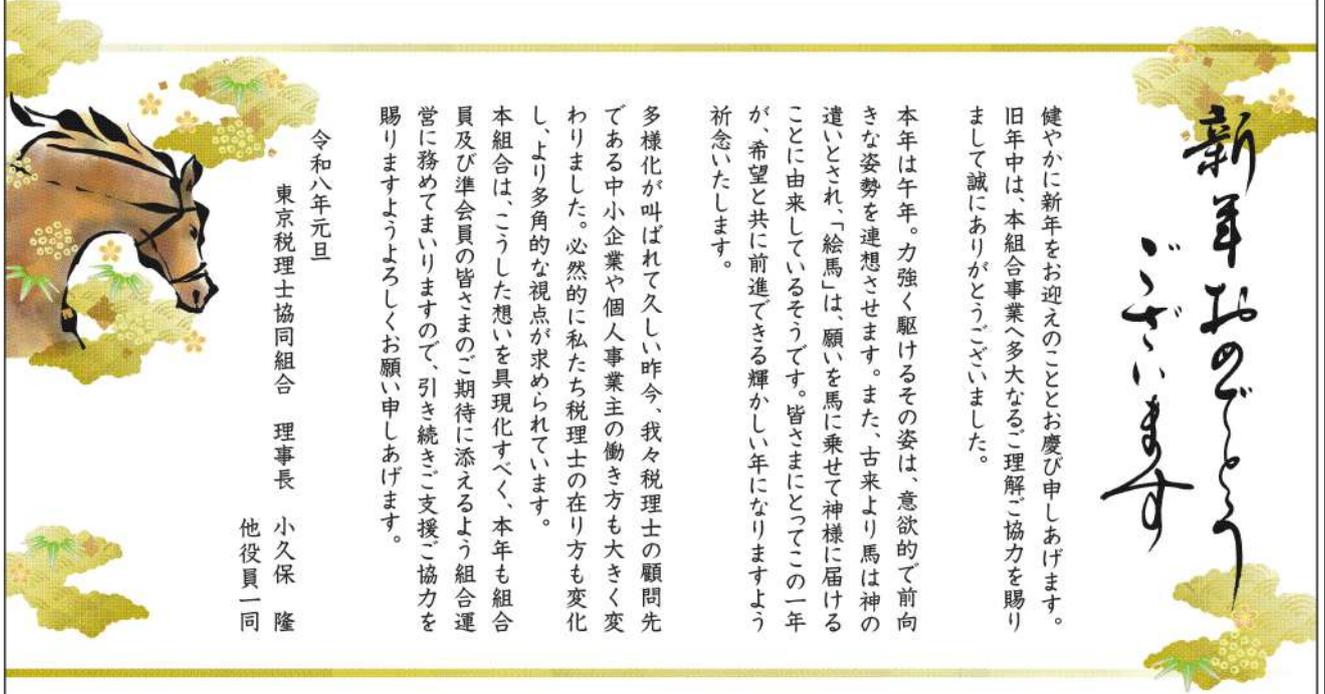
デモンストレーションのご要望もお気軽にお寄せください!

JDL 株式会社 日本デジタル研究所

本社 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)

JDLホームページアドレス: <https://www.jdl.co.jp/>

検索



新年はめでたす

健やかに新年をお迎えのこととお慶び申しあげます。旧年中は、本組合事業へ多大なるご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

本年は午年。力強く駆けるその姿は、意欲的で前向きな姿勢を連想させます。また、古来より馬は神の遣いとされ、「絵馬」は、願いを馬に乗せて神様に届けることに由来しているそうです。皆さまにとつてこの一年が、希望と共に前進できる輝かしい年になりますよう祈念いたします。

多様化が叫ばれて久しい昨今、我々税理士の顧問先である中小企業や個人事業主の働き方も大きく変わりました。必然的に私たち税理士の在り方も変化し、より多角的な視点が求められています。

本組合は、こうした想いを具現化すべく、本年も組合員及び準会員の皆さまのご期待に添えるよう組合運営に務めてまいりますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和八年元旦

東京税理士協同組合

理事長

小久保 隆

他役員一同

東税協の事業紹介

組合員・準会員に加え、関与先様等にもご利用いただける東税協共栄会の事業「住宅メーカー斡旋」

分譲マンション・注文住宅などを割引価格でご提供します

大和ハウス工業株式会社

分譲マンション、分譲住宅、注文住宅、工業化住宅など、住宅の分野ごとに専門部門を備えています。安心してご相談ください。

関与先様をご紹介いただく、関与先様をご紹介いただくこと、紹介手数料をお支払いします。

Daiwa House 大和ハウス工業株式会社



住まい・不動産活用のご相談はミサワホームへ!

ミサワホーム株式会社

高耐震、高断熱、高天井空間での理想の暮らし提案。安心・安定経営の資産活用提案。どちらもミサワホームへお任せください!

関与先様をご紹介いただく、関与先様をご紹介いただくこと、紹介手数料をお支払いします。

お問い合わせ ミサワホーム株式会社 営業推進部 担当:岩崎 TEL:0800-123-0079



一部の商品を除き 定価の10%割引

税理士業務に関する専門書店 東税協の直営売店

東京税理士協同組合直営売店は、税務に関する書籍を取り揃えた専門書店です。業務に役立つ各出版社発行の専門図書のほか、東京税理士会参考書式などを販売しておりますので、本年もぜひご利用ください。FAXやホームページからもご注文いただけます。



直営売店で特別優待券利用できます!(店頭、FAX、HP)

今、読まれている本が分かる! HPに売り上げランキング、新刊案内を掲載しています。

HP・FAXでのご注文にも優待券ご利用可能

組合員・準会員特典 1回のお買上げ金額10%割引後 5,000円以上のご購入で送料無料

ホームページ・FAXでのご注文は、代金後払いOK

2025年度の組合員・準会員特別優待券及び新規加入優待券の有効期限は2026年6月30日(火)です



東京税理士協同組合

営業時間/AM9:00~ PM5:00 月曜~金曜(祝日、年末年始を除く)

組合事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008

直営売店

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

https://www.tozeikyoo.or.jp

